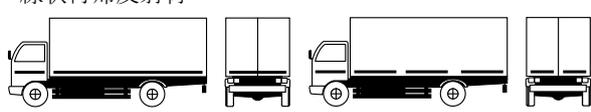


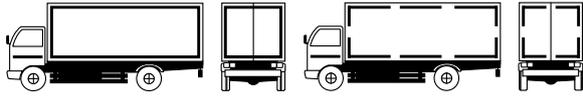
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-87 再帰反射材</p> <p>7-87-1 装備要件</p> <p>自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第38条の3第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 二輪自動車 ④ 側車付二輪自動車 <p>7-87-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第55条の2第1項関係、細目告示第133条の2第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm以上60mm以下であること。 ② 再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。 ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材、輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材又は部分輪郭表示再帰反射材）又は特徴等表示再帰反射材のいずれかとする。 ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 ⑤ 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。 <p>(2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第133条の2第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材 <p>7-87-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第133条の2第3項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取付けられていること。 ② 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取付けられていること。 ③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ 	<p>8-87 再帰反射材</p> <p>8-87-1 装備要件</p> <p>自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第38条の3第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 二輪自動車 ④ 側車付二輪自動車 <p>8-87-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。 ② 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 <p>(2) 再帰反射材の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第211条の2第2項関係）</p> <p>8-87-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第211条の2第3項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>平行に取付けられていること。</p> <p>また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行に取付けられていること。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取付けること。</p> <p>④ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車〔セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては運転台（バンパその他の附属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあっては連結装置を除く部分をそれぞれいう。〕の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端（自動車の前端からの距離が2,400mm以内の位置に、600mm以内の間隔で25cm²以上の大きさの反射器が取付けられている場合にあつては、2,400mm以内のできる限り前端）及び後端に近い位置に取付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車〔セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては運転台（バンパその他の附属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあっては連結装置を除く部分をそれぞれいう。〕の長さの70%以上であること。</p> <p>この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であつて、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。</p> <p>⑤ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の幅の70%以上であること。</p> <p>この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であつて、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。</p> <p>⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下（自動車の構造上短い方の50%以下に取付けることができない自動車にあっては、1,000mm以下のできるだけ短い間隔）である場合には、連続しているものとみなす。</p> <p>⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上250mm以上2,500mm以下（自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により、再帰反射材を地上2,500mm以下に取付けることができない場合においては、地上2,500mm以上のできるだけ低い位置）に取付けられていること。</p> <p>また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取付けられていること。</p> <p>⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの（コーナーマーク）は、一辺の長さが250mm以上のテープの再帰反射材であり、かつ、お互いに直角に取付けられていること。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り</p>	<p>① 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上250mm以上に取付けられていること。</p>

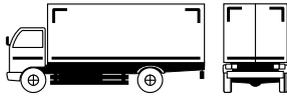
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>近くなるように取付けること。</p> <p>⑨ 特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に限って取付けられていること。</p> <p>⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯（後面の両側上部に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに200mm以上離れるように取付けられていること。</p> <p>⑪ 自動車の後面に備える大型後部反射器は、⑤の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部としてみなすことができる。</p> <p>⑫ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1,000mmから1,500mmまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ4°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、全ての位置から当該反射部の70%以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>⑬ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前端にあつては前方向に4°傾斜させた平面、自動車の後端にあつては後方向に4°傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、全ての位置から反射部の70%以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第133条の2第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材</p> <p>(取付例)</p> <p>線状再帰反射材</p>  <p>輪郭表示再帰反射材</p> <p>完全輪郭表示再帰反射材</p>	<p>(2) 再帰反射材の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条の2第4項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

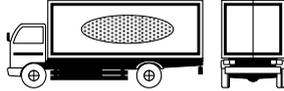
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



部分輪郭表示再帰反射材



特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取付けるもの）



(参考図)

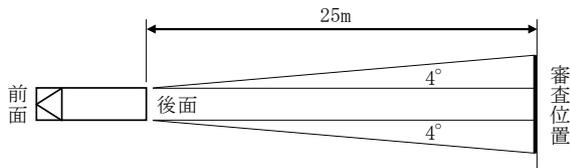


図1 (7-87-3⑫関係)

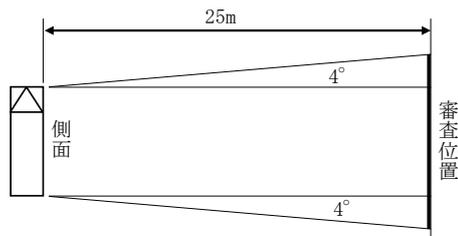


図2 (7-87-3⑬関係)

8-87-4 適用関係の整理

7-87-4の規定を適用する。

7-87-4 適用関係の整理

- (1) 平成19年7月31日以前に製作された自動車については、7-87-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第41条の2第1項関係）
- (2) 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、7-87-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第41条の2第3項関係）

7-87-5 従前規定の適用①

平成19年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第41条の2第1項関係）

7-87-5-1 装備要件

なし。

7-87-5-2 性能要件（視認等による審査）

なし。

7-87-5-3 取付要件（視認等による審査）

なし。

7-87-6 従前規定の適用②

平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第41条の2第3項関係）

7-87-6-1 装備要件

自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第38条の3第1項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 二輪自動車
- ④ 側車付二輪自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)**7-87-6-2 性能要件（視認等による審査）**

(1) 再帰反射材は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm以上60mm以下であること。
- ② 再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材のいずれかとする。
- ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。
- ⑤ 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。

(2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

7-87-6-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、その機能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取付けられていること。
- ② 線状再帰反射材は、自動車の長さ及び幅の70%以上〔自動車の構造上、再帰反射材をそれらの70%以上の長さ及び幅となるよう取付けることができなない場合には、60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものにあつては少なくとも40%以上）〕を識別できるように取付けられていること。
- ③ 不連続の線状再帰反射材は、全ての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。
- ④ 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。
- ⑤ 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取付けられていること。
- ⑥ 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭をできるだけ正確に識別できるように取付けられていること。
- ⑦ 不連続の輪郭表示再帰反射材は、全ての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。
- ⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取付けられるものは、その下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。
- ⑨ 特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側のみに取付けられていること。

(2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材